

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	798	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正による効果】

保育士の配置や設備の面積については、「従うべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、子どもが少なく、保育士の確保も困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。

【支障事例】

保育所における給食の外部搬入について、地域によっては乳幼児数の減少から設備や調理員の確保が必要となる自園調理が大きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部搬入を行うおうとしても、この基準のために実施できない。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	878	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に係る従うべき基準の見直し				
提案団体	栃木県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

福祉施設等の設備及び運営に関する基準や配置する職員の員数に関する基準等については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする」とされている(児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の到来により、地域の実情は今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の裁量による基準設定が可能となるよう、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	522	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。

指定通所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、指定通所の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定児童発達事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定児童発達支援事業者の創意工夫を活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18第3項
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条、第6条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	523	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。

現在、指定通所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」ことが可能になると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18第3項
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項、第11条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	524	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから入所施設の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供を図るにあたって、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かさない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第24条の12第3項
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	525	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

現在、指定入所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、指定障害児入所施設等が常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めことが可能になると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第24条の12第3項
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	538	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数については、離島等を1人以上とする以外は、一律に3人以上としている。
また、居室及び病室の床面積等については、通所介護においては3㎡以上、短期入所においては、7、43㎡以上が全国一律の従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。
本県においては、今後利用者数の増加が見込まれていることから、柔軟な対応を図れるようにすべき。
そこで、食堂等と同様に、地方自治体が適切かつ柔軟に設定できる参酌基準とすべき。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第44条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	539	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関して、常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。
本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。
参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	540	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積が、従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。
本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。
参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる状況に応じた対応が出来るようになる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	541	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現状では、指定障害者支援施設での職員確保は容易では無いため、一律の員数が規定されている現状の基準を規制緩和することで、柔軟な運営体制が可能となり、施設設置の促進が期待される。
なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	542	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害者支援施設等において、利用者1名あたりの居室の床面積は、一律で規定されているが、都市部と地方では設置コストに差が生じていることから、規制緩和により、地域の状況に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第1項等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	543	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現状では、職員確保が容易でないところ、規定では従業者の員数は利用者数に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。
なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第12条等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第10条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	544	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

障害者支援施設では、従業者の員数は利用者数に応じた一律の規定となっているが、地域により職員の確保は困難な状況にある。設備面においても、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第11条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	545	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害児通所支援事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。
地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の15第3項
児童福祉法施行規則第18条の34第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	546	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害児入所施設の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。
地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第24条の9第2項
児童福祉法施行規則第18条の34第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	558	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害福祉サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。
地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第4項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	796	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定通所支援、指定入所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準の「従うべき基準」の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【第1次一括法制定時からの状況変化】

平成24年4月より障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必須化されている。

【支障事例】

障害児相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の4町(市川町、香美町、新温泉町、福崎町)で障害児相談支援事業所が開設できていない。

【改正による効果】

専従要件を撤廃したとしても、障害児相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。

例えば、10人規模の放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業所を一体で運営する場合、児童発達支援管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難)

このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している障害児相談支援事業所の開設を促す事ができる。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の4第2項等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第6項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	797	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【第1次一括法からの状況変化】
平成24年4月より計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必須化されている。

【支障事例】
計画相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の3町(市川町、香美町、新温泉町)で計画相談支援事業所が開設できていない。

【改正による効果】
専従要件を撤廃したとしても、計画相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。

例えば、10人規模の生活介護事業所と計画相談支援事業所を一体で運営する場合、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難)

このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している計画相談支援事業所の開設を促す事ができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第6項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	41	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準病床数を算定する際の加減算の容認				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

基準病床数は全国一律の算定方法が定められており、基準病床数を超える地域では特殊な病床に該当する場合のみ、厚生労働大臣に協議をした上で病床を整備できる。

【支障事例】

国が定める規制のため、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアに係る病床など地域に必要な病床が基準病床超過を理由に整備困難となっている。

【制度改正の必要性】

医療法施行令第5条の2及び第5条の3における厚生労働大臣協議を廃止し、地域の実状に応じて都道府県が基準病床数を独自に加減算可能とすることで、基準病床数を超えている地域でも、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の生命と安心の確保につながる。

なお、増床は無秩序な増床ではなく、医療従事者の偏在を招かない程度の地域に真に必要とされる最低限度の増床を想定している。

根拠法令等

医療法第30条の4第2項、第5項、第6項

医療法施行令第5条の2、第5条の3

医療法施行規則第30条の30、第30条の31、第30条の32

医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	139	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和				
提案団体	埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県、全国知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療法30条の4第6項の規定に基づき医療法施行令5条の2で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため特に必要と認める場合について、特例措置の対象とすべき。

医療法30条の4第7項の規定に基づき同施行令第5条の3で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同じ。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】
現在、基準病床数については国の定める基準に従い算定しているが、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の都道府県の人口規模や医療資源の配置状況等の違いが反映されない仕組みとなっている。基準病床数算定の特例措置の規定はあるが、都道府県知事の裁量の範囲は極めて限定的である。例えば、既存病床数が基準病床数を超過している二次医療圏でも、当該圏域の医療実情が療養病床が多く一般病床が少ない(既存病床数の4割が療養病床であるような圏域)、あるいは中小病院が多く(高度)急性期医療を提供できる医療機関が少ない(病院数が少ないうえに病床数が多い病院でも250床というような圏域、30病院中500床以上の大規模病院が3病院で、うち1病院はがんの高度専門病院というような圏域)などの状況にある場合、当該圏域にある病院を療養病床から一般病床(高度急性期機能)に転換させることや中小病院を統合することは事実上不可能であり、いつまでも状況を改善できない。

【制度改正の必要性】
地域の実情に精通した都道府県において、知事が、医療計画にそって、地域社会に求められる医療機能を整備しようとするものについて、特に必要があると認める場合について、特例措置の対象にできるようにすべき。

根拠法令等

医療法第30条の4第6項、第7項
医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項
医療法施行規則第30条の31第1項、第30条の32

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	140	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特例により病床の新設・増床ができる病床の種別の基準の緩和				
提案団体	埼玉県、福井県、三重県、全国知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療法第30条の4第8項の規定に基づき医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

在留外国人にとって、日本語や英語が通じないことによる生活面での不安は大きいと考えられ、特に、安心して受けられる医療体制の確保は重要である。特に多くの在留外国人が暮らしている都道府県(例えば、在留外国人が約4万人、外国人労働者数が約2万人という県がある。)においては喫緊の課題となっている。一方で、医療機関においては、経験上、診療面でのトラブル、未収金といった問題があることから、外国人患者の受入れに必ずしも積極的でない面がある。

【制度改正の必要性】

医療機関における外国人患者の受入体制の整備を促進するためには、関係者のコンセンサスを得ながら、都道府県として必要な支援をしていくことが必要となる。その具体的な取組として、例えば、外国人患者受入れ医療機関認証制度等の認証を受けた医療機関に対する病床規制の緩和が必要である。よって、医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。

根拠法令等

医療法第30条の4第8項
医療法施行規則第30条の32の2第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	275	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準病床数の算定基準等の緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるよう、厚生労働省医政局長通知の人口の定義を改めること。
基準病床数の算定に使用する退院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。
基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるよう、医療法等の規定を改正すること。また、特例病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】①現在の基準病床数の算定方法には問題があり、医療計画期間の5年間の医療ニーズに見合った病床数を算定できない。
本県は急速な高齢化の進展により、年齢階級別人口の構成が大きく変化し、医療ニーズの急増が見込まれている(平成30年:患者数58,000人)。しかし、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口は、最近(=過去)値を使用することとなっている。このため、医療計画期間中に改定しない限り、計画の終期(平成29年度末)までに必要な基準病床数の算定ができない状況である(現在の基準病床数:46,451床)。そのため、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口を最近(=過去)値ではなく、将来推計人口値を使用できるように運用を改めるべきである。

【改正の必要性】②基準病床数の算定に使用する数値の一部(退院率や平均在院日数)は、全国一律の値ではなく地方ブロックごとに定められている。このことは、病床規制以前(昭和60年)の病床が影響し続け、対人口比の地域間格差が解消されない要因の一つになっている。
そのため、基準病床数の算定に使用する退院率などの地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直すべきである。

【改正の必要性】③行政が積極的に関与して不足する医療機能の誘導を図ろうとしても病床過剰地域では、厚労大臣の同意を要するなど主体的かつ迅速な対応を行うことができない。
そのため、基準病床数制度については、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすること。また、特例病床制度については、厚労大臣への協議を廃止すべきである。

根拠法令等

医療法第30条の4第2・5・8項、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の30・32の2・別表第6、「医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床の算定に使用する数値等」
厚生労働省医政局長通知「医療計画について」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	549	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

当該基準を廃止する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

介護老人保健施設の入所定員に係る補正については、現在経過措置により適用していない。経過措置が終了したときには当該基準により既存病床数が圧迫されるため、当該基準を廃止することで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。

根拠法令等

医療法第7条の2第5項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	566	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準病床数の算定に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じ設定することができるように緩和を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じた特定の課題を解決するためにも、全国一律の計算式に加え、都道府県の裁量により基準病床数に上乘せして設定することができる要件を定め、都道府県の独自性を高める。

根拠法令等

医療法第30の4第2項
医療法施行規則第30条の30

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	792	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準病床数の算定における各種規制の緩和				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療計画で定める基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や上下限の制限の撤廃又は参酌基準化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

現状では、基準病床数について、国が定める全国一律の算定基準に基づき算出されている。

【制度改正の必要性】

過去に、基準病床数の見直しを行った結果、過剰となる圏域から地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、基準病床数の算定式が国の一律基準により定められていることから、県において地域の実情を踏まえたバランスのとれた病床の配分ができなかった。

したがって、基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の算定や上下限の制限の撤廃又は「従うべき基準」を参酌基準化すべきである。

なお、県民に支障なく継続的・安定的に需要バランスのとれた医療を提供できるよう、地域のニーズを含めた実態に沿った病床数の加算のみを想定しているものであり、県独自の算定が直ちに過度の病床超過を招くものではない。

【具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性】

1 国の見直しにより「既存病床」の補正基準について条例に委任されたが、「従うべき基準」であり、地方に裁量の余地がない。また、地方提言の趣旨である「基準病床」数設定の廃止ではなく、実質的には現行の制度と同じ状況である。

2 基準病床数制度は、全国一律の算定方式であることから、全国から患者が集まるような高度医療を行う病院が病床過剰圏域にある場合など、地域医療の実態を反映させることができない(増床のためには特例病床制度での対応を強いられ、適時適切な病床整備は困難である)。

根拠法令等

医療法第30条の4第5項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	874	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等、地域の実情に合った算定方式となるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定めることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県への策定権限の移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めているが、単独の医療圏域を構成している本市では、既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。

今後、急速な高齢化が見込まれる本市にあっては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想される。

以上のことから、基準病床数の算定方式については、将来的な人口動態等を踏まえ、地域が必要と認める基準病床数を設定できるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定めることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県へ策定権限を移譲する必要があると考える。

【具体的な支障事例】

さいたま保健医療圏基準病床数7,066に対し既存病床数は7,066となっており、現時点でも新たな病院の開設はできない状況にある。

根拠法令等

医療法第30条の4
医療法施行令第5条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	847	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

基準病床数について、都道府県が独自に加減可能とすることで、基準病床を超えている地域でも、臨機に地域医療ニーズに応じた病床を整備する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

基準病床数は全国一律の算定方式で定められているため、地域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしているのが現状である。また、基準病床超過を理由に、高度ながん医療を提供する病床や緩和ケアなど地域に必要な病床の整備が困難になっている。

【改正の必要性】

義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国知事会が基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべきと提案し、厚生労働省から適当でないと回答があったものの、地域の医療ニーズに即応するため、地域の現状を知る知事の判断で病床を加減できるようにする必要がある。

【改正による効果】

地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。

根拠法令等

医療法第30条の4第5項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	678	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療計画等の策定権限等の移譲				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現在、道府県が行っている「医療計画の策定」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【移譲の必要性】

医療計画に記載される二次保健医療圏の区域設定及び基準病床数の算定等については、現行、都道府県が定めることとされている。また、今後、二次医療圏ごとに策定される地域医療構想(ビジョン)や病床機能報告についても、同様とされている。

本市では、大都市における2025年問題への課題解決策の一つとして、地域の実情に応じた適切な医療機能の分化と連携が必要と考えている。

【移譲による効果】

地域医療構想(ビジョン)の策定、稼働していない病床の削減要請及び医療機関が指示に従わない場合の勧告等の権限が移譲されることで、医療政策を円滑に進めることができる。

根拠法令等

医療法第30条の4

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	848	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止し、知事判断で特例病床の許可を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

特例病床とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができる(法第30条の4第8項)制度であるが、厚生労働大臣の同意を必要とするため、地域の実情に合わせた迅速な対応に支障をきたしている。

【改正の必要性】

義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国市長会が、特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止を提案し、厚生労働省から適当でないと回答があったものの、地域の実情に合わせた迅速な対応を行うため、地域の現状を知る知事の判断で病床許可できるようにする必要がある。

【改正による効果】

地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。

根拠法令等

医療法施行令第5条の4第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	793	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

現状では、都道府県の医療計画が公示された後、病院の開設許可や病床数の増加等の申請があった場合には、厚生労働大臣との協議を行い、その同意を得た数を加えた数を基準病床数にすることとされている。

【支障事例】

厚生労働大臣との事前協議及び同意には1年程度という長い時間を要するため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が妨げられている。

【改正による効果】

厚生労働大臣との事前協議を廃止することで、審査期間が1～2ヶ月に短縮されるため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が可能になる。

なお、厚生労働大臣への事前協議・同意を不要とすることで必要以上の病床が設置されることの懸念は、「医療審議会の意見を聞くこと」等の条件を付することで一定の歯止めをかけられる。ただ1ヶ月程度で協議終了できるのであれば、本制度を継続しても良いと考えられる。その場合でも、受付時期によって必要日数が変動しないよう、配慮頂くことが必要。

根拠法令等

医療法第30条の4第8項
医療法施行令第5条の4第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	454	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

国から都道府県への権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

病院に対する報告徴収、立入検査権限は、都道府県にあるが、特定機能病院といえども地域における医療体制を担う役割を有しているため、当該病院に関する報告徴収、立入検査についても、都道府県で一元化して把握した方が、地域医療を推進するために有効である。

ただし、特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を担う病院であることから、権限移譲を受けるにあたっては、専門性の高い知識を有する医師等のスタッフの配置が必要である。

根拠法令等

医療法第25条第3項、第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	550	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

病院の実情に応じた配置を行うことができるように緩和を図る

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

専属薬剤師の配置について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。

根拠法令等

医療法第18条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	551	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。

根拠法令等

医療法第21条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	552	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。

根拠法令等

医療法第21条第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	477	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	補助金の執行等の移譲・臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理 ・交付決定 等				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地方厚生局からの依頼に基づき、県が交付申請等の進達及び交付決定を行っているが、経由事務を削減し、県が交付申請等の受理及び交付決定をできるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地方厚生局からの交付申請依頼に基づき、県が各臨床研修施設へ交付申請依頼を行っているが、地方厚生局が提示する提出期限が短いため、県への提出期限をさらに短いものにせざるを得ず、各臨床研修施設の大きな負担となっている。また、移譲にあたって、事務事業が広域的であることによる支障が少なく、まとまった規模の事務・権限を移譲することで、国の出先機関の見直しにもつながる。

根拠法令等

医師臨床研修費補助事業実施要綱
医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	451	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができることから、臨床研修施設としての病院に対する実地調査等についても都道府県で行ったほうが、より地域の臨床研修施設の状況を把握ができるため、移譲を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県の募集定員の調整については、現在は病院の増員希望、募集状況、採用実績など、病院からの提供された情報を基に判断せざるを得ない状況であるが、臨床研修施設の実地調査等ができるようになれば、病院の研修体制などを把握することができ、より地域医療の実情を踏まえた調整を行えるようになる。

根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第13条等
歯科医師法第16条の第一項に規定する臨床研修に関する省令第13条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	192	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の医師資格要件の緩和				
提案団体	和歌山県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は医師でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。

要件の緩和については、

- ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良い」とする。(ただし、別途医師を配置)
- ②同項において、定められている「医師であって次の号のいずれかに該当する」における要件の実務経験等の緩和を求める。
- ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に関して定められている要件の実務経験等の緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【経緯】
公衆衛生医師の確保が困難である状況が慢性的に続いている中、これまでも保健所長の医師資格要件の廃止を含めた職務のあり方について検討がなされており、鳥インフルエンザ等の健康危機管理部分に専門的知識、経験が必要である点、組織運営面においても医師という専門的立場が好ましいという点から医師資格要件は必要であるという意見が強かったが、一方で、地方分権の流れに逆行であるという意見、医師不足から保健所長の兼務や若年の保健所長が生じ、組織管理が困難であることを考えると所長でなくてもスタッフとして医師がいれば良いという意見もあり、平成16年4月に例外的措置として医師以外の者を保健所長とすることが認められたところ。

【実状を踏まえた必要性】
要件が厳しく例外的措置の適用件数は少数であり、保健所長の兼務の抜本的解決には至っておらず、当県においても同様の兼務が問題となっている。24年度の全国知事会からの提案に対し、地域保健の水準低下から国民全体の不利益につながるの考えから厚生労働省として移譲に反対との回答があったが、人材確保の努力・制度の要件緩和にもかかわらず改善されていないことを考えると、「今後の一層の努力により改善が見られない場合は資格要件を見直す必要がある」とした平成16年3月検討委員会報告を踏まえ、再度検討願いたい。

【当県の状況(7保健所1支所)】

- ・平成25年度:1保健所において兼務 1名退職
- ・平成26年度:1名採用 1保健所において兼務の状況変わらず
- ・今 後 :定年退職等を考えると2~3保健所において兼務の可能性あり

根拠法令等

地域保健法施行令第4条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	273	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の医師資格要件の緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた義務付け・枠付けの第3次、第4次の見直しの検討においても、保健所長の医師資格要件の撤廃が検討された。

地方からは、医師の確保が困難なこと、欠員を補うために2つの保健所長を兼務させている実情があることを支障として挙げ、地域保健法施行令第4条第2項各号のいずれにも該当する医師でない職員を保健所長として配置することができる臨時的措置については、時限的な措置であり、資格要件が非常に厳しく、全国的な実績もほとんどなく、支障事例の根本的な解決にはならないと主張した。

厚生労働省は、保健所長は多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有する必要があると、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な判断と意思決定、医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、保健所長の要件を政令に委任している。その要件を条例に委任すると、保健所長の専門性が十分に確保されず、地域保健の水準が低下する恐れがあり、結果的に国民全体の不利益につながることから、条例への委任は困難とした。

【支障事例等】

本県において、公衆衛生医師の確保が困難なため、一人の保健所長が2か所の保健所長を兼務することがあった事例が生じている。

しかし、所長以外であっても保健所内に医師を配置すれば、医学的知見の確保は可能である。

そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から参酌基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について撤廃できるようにするべきである。

根拠法令等

地域保健法施行令第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	304	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の医師資格要件の緩和				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保健所長の医師資格要件について、条例委任(参酌基準化)する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と課題】

保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることのできるよう要件緩和されているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。

【支障事例】

保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務、兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。

【提案事項及び効果】

保健所長の資格要件を、保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。

具体的には、保健所長以外の職員に医師を配置する場合には、保健所長に係る医師資格要件を問わないこととしていただきたい。

特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の医師資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営にも寄与するものである。

根拠法令等

地域保健法第10条
地域保健法施行令第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	383	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地域保健法施行令の規定により保健所長には原則として医師資格が要求されているところ、当該資格要件の参酌基準化(条例委任)を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることのできるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。九州各県の兼務の状況は別紙のとおり。

【制度改正の必要性】

保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能なることから、管轄地域における円滑な業務運営に寄与するものである。

なお、保健所長の医師資格要件を緩和する場合においても、保健所に公衆衛生に対応できる医師を確保することを条件にすることにより、国が想定している危機管理対応も十分可能である。

根拠法令等

地域保健法第10条
地域保健法施行令第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	571	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の医師資格要件の撤廃				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

公衆衛生に精通した適切な医師が確保できない場合には、平成16年に、一定の条件を満たす、医師以外の者を保健所長とすることを可能とされているが、この条件の撤廃を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公衆衛生医師の確保は厳しさを増しており、保健所長たる医師が十分確保できない状況にある。保健所への医師の配置は必要であるが、スタッフとしての医師が医学的判断を行えば、保健所長業務に必要な見識と管理監督能力を有する医師以外の者が保健所長の業務を担うことが出来ると考える。平成16年に保健所長の資格要件が条件付で一部緩和されたが、具体的適用が極めて困難な状況にあり、実効性がないことから、この条件の撤廃を求めるものである。

根拠法令等

地域保健法施行令第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	585	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の医師資格要件の緩和				
提案団体	京都府・兵庫県・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保健所長の医師資格要件及び医師以外の者を保健所長にする場合の要件を、所内に医師が配置されている場合に廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障】

各都道府県においては、保健所長をはじめとした行政医師の確保に努めているところであるが、慢性的な不足が課題となっている。

保健所長の資格要件については、医師以外の者についても①公衆衛生の専門知識に関し医師と同等以上の知識を有する者、②5年以上の実務従事経験、③養成訓練課程の受講を要件に認められているところであるが、上記の厳しい要件や、3ヶ月の養成課程の義務づけ、2年以内(1回に限り更新可)という期間上限が設けられていることなどから、実際には導入が難しい状況である。

本府においても導入は難しく、保健所長の定年延長で対応するなど苦慮している。保健所内に医師がいる場合、保健所長が医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員であれば、緊急時の判断等を含め遂行可能であるため、さらなる規制緩和を提案する。

根拠法令等

地域保健法第10条
地域保健法施行令第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	701	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)とすること。(ただし、保健所内には医師を配置することを条件とする。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることができるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。

保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。

当県においては、離島を有するなどの地理的な特性により、13保健所のうち、4保健所で保健所長が兼務している状況。(県内の保健所設置位置及びその兼務状況は別紙のとおり)

【制度改正の必要性】

保健所に公衆衛生に対応できる医師を配置することを条件に、保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理事案等々の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能になるとともに、危機管理対応も十分可能である。

特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能なることから、管轄地域における円滑な業務運営に寄与するものである。

根拠法令等

地域保健法第10条、地域保健法施行令第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	363	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

麻薬取扱者免許に係る事務権限を保健所設置市へ移譲し、併せて麻薬取扱者に交付する免許の効力が国内全域でも有効となるよう制度の見直しを行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】麻薬取扱者免許に係る事務が保健所設置市に権限移譲されれば、次の住民サービス向上が見込まれる。

- ①本権限移譲により、薬事、医療等の監視指導業務と一体で行うことができるようになり、効率的な業務実施が可能となる。また、保健所設置市は住民により近い立場で業務を実施することから、麻薬の取扱い等に係る指導をより綿密に行うことにより、麻薬の不適切な取扱い等から生じる医療事故等の事前防止を図ることができる。
- ②保健所設置市の区域内については、現在、保健所設置市を窓口として申請受付・免許交付を行っているため、本権限移譲により、申請書の県への進達及び免許証の保健所設置市への送付等で余分にかかっている4日程度を短縮できる。
- ③本権限の移譲により、薬事・医療の許可と当該事務が同時に新規申請された場合、2つの事務を併行して行うことができるため、現行制度下(県は、薬事・医療の許可を把握してから当該事務の手続きを開始)よりも、4日程度短縮できる。

【具体的支障事例】しかし、現行制度のまま移譲された場合、麻薬取扱者に交付する免許は、当該保健所設置市の管轄区域内のみで有効であることから、特に麻薬取扱者の大部分を占める麻薬施用者については、当該保健所設置市の管轄区域外の病院へ移った場合、新たに免許交付申請を行わなければならない、その結果、手間・手数料という新たな負担が生じ、住民サービスの低下を招くこととなるため、現行制度のまま保健所設置市へ権限移譲することは困難な状況にある。

【課題の解消策】麻薬取扱者に交付する免許が交付自治体の管轄区域外でも有効となるよう制度の見直しを求める。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第3条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	77	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の種類の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。

【具体的な支障事例等制度改正の必要性】

認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象になため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。

【権限移譲の具体的な効果】

条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができる。と考える。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	422	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正を必要とする理由】

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。

また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。

【支障事例】

平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。

具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。

子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	666	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲				
提案団体	堺市、大阪府				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。

そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。

また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。

【制度改正の必要性】

住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。

なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるという2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	862	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をも欠くことになる。類型を越えた認定子ども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	158	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、医療法施行令第5条の4第2項に規定する病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【経緯・支障】

全国知事会においても、「義務付け・枠付けの見直しに係る提案」として基準病床数の都道府県による独自の加減可能化を提案していたが、国が特例病床の協議に同意する際の留意事項を示したことのみにとどまった(平成25年4月24日付厚生労働省医政局指導課長通知)。

一例として、鳥取県においても周産期母子医療センターのNICUの病床利用率が高く、今後増床の検討をする場合、上記通知で示された特例病床の留意事項によると、鳥取県内の出生数では特例病床の適用が難しい状況である。

【制度改正の必要性】

地域の実情に応じた医療体制を確保するためにも必要な病床数を地方自治体が決定できる取り扱いが必要である。

※特定の病床等の特例の事務の取り扱いについて(平成25年4月24日厚生労働省医政局指導課長通知)

特例病床算定の留意事項(補足)2. ④

NICUやGCUの増床にあたっては、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。

NICU: 総出生数(都道府県内) / 10,000人 × 30床

↓

(鳥取県の状況)

総出生数4,771人(H24) / 10,000人 × 30床 = 14.3床

県内の既存NICU病床数 18床 > 14.3床

根拠法令等

医療法第30条の4第8項
医療法施行令第5条の4第2項
医療法施行規則第30条の32の2第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	396	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童相談所の設置権限の移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

特別区は、児童虐待その他の児童家庭相談の一義的窓口として、「先駆型子供家庭支援センター」を中心に相談体制を強化しており、区への虐待通告件数や相談件数は年々増加している。児童虐待の未然防止、重篤化予防のための様々な事業を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関、地域との連携強化を行い、着実に対応を進めている。しかし、緊急性や危険性の高い事案については区の権限では対応できず、児童相談所に一時保護や専門的な対応を委ねることとなっている。虐待通告受理から支援終了まで一連の対応を同機関で切れ目なく行うことは、児童の安全確保だけでなく、虐待の再発防止、継続的な保護者指導・支援が可能となるが、二つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況に応じたきめ細かな対応が取れないことがある。

また、今般、死亡事例が報告されている「居住実態が把握できない児童」についても、虐待発生ハイリスクと捉え、区でもその把握と支援を積極的に実施しているが、全国の児童相談所が所有するCAシステム等を持たず、立入調査権もない区においては調査にも限界がある。

このような現状を改善するためにも、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所を移管し、学校や保健センターなどの関係機関や地域との連携を密にしながら、相談から支援、指導、養護まで実施していく必要がある。

根拠法令等

児童福祉法第12条第1項、第59条の4
同法施行令第45条、第45条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	19	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	ハローワークの全面移管				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限の都道府県への移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、産業振興、人材育成、福祉など、地域の実情に応じた取組を推進している都道府県自身が、それらの施策と連携しつつ雇用施策を運用することが効果的である。例えば、愛知県においては、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした積極的な職業紹介等を一体的に実行することで、雇用政策をより効果的に推進できる。また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。

【現行制度の支障事例】

国は、H25年12月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。

【懸念の解消策】

- ①雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。
- ②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキュリティーの基でアクセス許可を受けることで可能。
- ③全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。
- ④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。

根拠法令等

職業安定法第5条第3号
厚生労働省組織規則第762条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	148	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲				
提案団体	鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業を希望する都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

人口全国最少の鳥取県は、人口将来推計において今後も人口減が見込まれている。人口減少を食い止める施策の実施は喫緊の課題であり、特に若年層の流出を防ぐため、ハローワークの職業紹介機能を、単なる就労支援だけでなく、自治体の定住推進策の一つに位置付け、地方のイニシアチブで一体的に運用していく必要がある。

【支障事例】

現在、無料の職業紹介事業が国の一元管理下(職業安定法第5条第3号)にあり、ハローワークによる職業紹介では一律にマニュアル化された説明対応や就業指導となっているため、求職者・求人双方の思いが合致せず、雇用ミスマッチの発生要因となっている。

【効果】

権限移譲によって、次のようなメリットが期待できる。

- (1)自治体が進める人口減対策とハローワークの就業支援対策の一体的運用が可能となる。
- (2)ハローワークの限られた人員だけではきめ細かな就労支援は不可能であり、自治体のマンパワーを最大限に生かすことで、地域内での求職者・求人双方の最適なマッチングを実現することが可能となる。

根拠法令等

厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条
職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	190	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	ハローワークの全面移管				
提案団体	和歌山県、大阪府				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

ハローワークのすべての事務・権限を都道府県に移管する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【効果】

ハローワークが行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と、地方が行う職業訓練、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体主導のもと一体的に実施されることにより、以下のこと等が可能となる。

(1) 求職者のニーズに応じたワンストップの就労支援

生活保護や育児相談などの多様な求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの、きめの細かいワンストップサービスが実現する。

(2) 企業のニーズに応じた戦略的な雇用施策の実施

企業ニーズを把握している県が、職業訓練や職業紹介を一体的に展開することで、企業が求める人材を育成し、雇用に繋げていくことが可能となる。

根拠法令等

職業安定法第5条第3号他

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	236	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	職業安定業務の都道府県への移管				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。

- ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。
- ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。
- ③学校教育との連携を強化できる。

【現行制度の支障事例】

一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。

【懸念の解消】

- ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、働く意思の確認が可能であるため、両者の分離による濫給は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険集団は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。
- ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理)
- ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一的・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点大きい。
- ④「ILO条約」については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能

根拠法令等

職業安定法第5条第3号ほか

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	263	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	ハローワークの地方移管				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。
それまでの間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的位置づけを明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
全国知事会が求めてきたハローワークの地方移管は実現していないが、アクション・プラン等に基づき、平成24年10月から、東西2か所(埼玉県と佐賀県)で試行的にハローワーク特区が実施されている。
平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、①ハローワーク求人情報の地方自治体へのオンライン提供を積極的に進めること、②国と地方の一体的実施やハローワーク特区などの取組を通じ、地方と一体となった雇用対策を推進すること、③これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、ハローワークの事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整を進めることなどの方針が示されている。

【制度改正の必要性】
求職者が必要としている支援を提供するには、職業紹介に加え、求職中の生活・住宅相談やキャリアカウンセリング等のサービスを一体的に実施する必要がある。二重行政を解消して国と地方を通じた簡素で効率的な行政体制とするためにも、総合行政である地方自治体にハローワークの事務・権限を移管することが必要である。
また、国から地方自治体に提供される情報は、求人情報など国が把握している情報の一部であり、求職者情報や相談記録、事業主指導記録等は提供の対象となっていない。このため現状では地方自治体においてハローワークと同等の条件で職業紹介サービスを行える環境になっていない。
地方自治体が職業紹介をより効果的に行えるように、ハローワーク職員用端末と同様の情報を活用できるようにすることが必要である。

根拠法令等

厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条
職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	389	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	ハローワーク業務の国から都道府県への移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

公共職業安定所が行う職業紹介業務について、都道府県に対し権限を移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度の支障】

- 1) 二重行政により利用者にとって不便が生じコストも割高。
- 2) 地方が行う産業人材育成、企業の人材確保支援、産業振興策などの地域施策と一体となった地域の特性を踏まえた雇用対策が実現できない。

【制度改正の必要性】

- 1) 地方が行う就業支援(キャリアカウンセリング、住宅や生活に関する相談)に加え、職業紹介が実現できることにより、県民にワンストップでのサービス提供ときめ細かい支援ができることとなり、コスト削減と利用者の利便性が向上する。
- 2) 地域が取り組む産業人材育成施策、新産業育成施策などの独自の産業施策と雇用対策を一体的に取り組むことが可能となり、効果的で戦略的な企業、求職者支援を実現できる。
- 3) 職業紹介業務については、地域経済と密接に関連するため、地域の実情を把握している都道府県が行うことで、現場や実態を踏まえ、企業や求職者それぞれにきめ細かい支援を行うことが可能となる。

【懸念の解消策】

国が法令等で基準を定めたとうえで、地方が執行すればよいので、全国統一性が損なわれることはない。現在、佐賀県と埼玉県で実施されている「ハローワーク特区」の成果や課題についての検証結果を踏まえることで、円滑な移管が可能となる。

根拠法令等

職業安定法第5条第3号他

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	416	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	公共職業安定所(ハローワーク)業務全般の移管				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を希望する指定都市に「一体的実施」により実施しつつ、ハローワーク業務に係る国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係についての合意形成のため、国と指定都市との協議の場の設定し、「一体的実施」として実施しているハローワークの職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託する「一元の実施」により実施

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度の支障事例】

「見直し方針」では一体的実施の課題の多くを解消できない。一体的実施についての支障事例は、次のとおり。

・一定の成果も挙げているが、今後アクション・プランに基づく協定の範囲を超えて事業展開を検討する場合、市の裁量が及ばず地域の実情に応じた迅速な対応が図られないおそれがある。

一体的実施施設は指揮・命令系統が複数あることから、運営方針について事前の協議・調整が必要であり、地域の特性・ニーズに見合った市民サービスが提供されない可能性がある。

・勤務条件の相違や業務の繁閑に合わせた弾力的な人員配置ができないこと等による非効率の発生。

・支援対象者を生活保護受給者等の生活困窮者としており、それ以外の市民(若者、女性、高齢者、障害者等)に対して実施しているカウンセリング等の就労支援サービスと職業紹介等サービスを一体化し、相談から就労までの一貫したサービスを地方の責任と判断で提供できない。

【制度改正の必要性】

全指定都市で一体的実施をしている現状において、更に職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を同一の対象者に対して市が実施すると、異なる実施主体が同じ対象者に行政サービスを行う、いわゆる二重行政が生ずる。それに比べると、業務委託により、一体的実施として実施しているハローワークの職業紹介、相談業務を市が実施することとした方が一体的実施の課題が解消され、住民にとってのメリットも大きい。

ハローワークにおける就労支援は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体が担うことで住民サービスの向上につながる。そのため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、現行法令の枠内での見直しが必要。

根拠法令等

職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	465	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

公共職業安定所(ハローワーク)が実施している無料の職業紹介事業を一体的に都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公共職業安定所(ハローワーク)が持つ膨大なデータやノウハウは、ナショナルミニマムの範囲で活用されるものととどまらず、住民の福祉の増進、産業経済の発展、教育等に資する施策を効果的に実施するためにこそ活用されるべきものであるから、当該業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。

根拠法令等

厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条
職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	582	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲				
提案団体	山形県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。

- (1) 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務
- (2) 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等
- (3) 国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】安定的な雇用の確保は、本県経済の持続的発展にとって、最も重要な課題の一つであり、現在、職業紹介などを所管する政府と、職業訓練や人材育成を所管する県が連携して取り組んでいるところである。

しかしながら、これら雇用対策に関する政府と県の機能を一元化し、ワンストップサービスを提供する方が、事業の効果は飛躍的に向上すると考えられる。

実際、本県では平成25年度から、労働局とともに、一部機能を一体的に実施する「トータル・ジョブサポート」を立ち上げ、大きな成果を上げていることから、早期の完全一体的な雇用施策の実施をすべきである。また、本県の雇用情勢は、平成26年5月の有効求人倍率が1.26倍と回復基調にあるが、業種により求人・求職の偏りが生じている。さらに正規雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。これらの課題に対して、雇用対策を一体的に実施することが重要であり、地域の実情に精通し、産業施策を始めとする多様な関連施策をきめ細かく、かつ柔軟に対応できる県において、一体的に実施する方が、より効率的であると考えるところである。

このことから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」とされていることから、本県を含む地方の「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに移譲を行うべきである。

【閣議決定(H25.12)後の事情変更】【現行制度の支障事例】【懸念の解消策】 別添のとおり

根拠法令等

- 厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条
- 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条
- 厚生労働省組織規則 第792条、第793条
- 雇用保険法 第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条
- 職業能力開発促進法第26条の7

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	688	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	ハローワークの都道府県への移管(特に「わかものハローワーク」等の先行実施)				
提案団体	大阪府、和歌山県、鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

ハローワークを都道府県へ移管する。また、特に「わかものハローワーク」等について、移管を先行実施する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

本府では、求職者の個々の状況に応じた就職支援や、中小企業向けの人材採用支援等を行う「OSAKALごとフィールド」を設置し、ハローワーク大阪東の分室と一体的実施に取り組んでいる。

具体的には、大阪労働局の協力を得ながら、府の受託事業者によるきめ細かなカウンセリングとハローワークの有する豊富な求人を組み合わせた就職支援を実施しているが、一体的実施ではハローワークの実施する職業相談や職業紹介に関し地方自治体が責任を負うことができず、また、府内各地域での展開ができないため、地方が自らの判断と責任で各地域の諸課題に取り組もうとする地方分権改革の観点からは不十分。

【制度改正の必要性】

今後、生活困窮者自立支援法の施行により、市町村とハローワークとの一体的な就労支援が求められることから、市町村と緊密に連携できる都道府県にハローワークを移管すべきである。

【閣議決定を踏まえた必要性】

国においては、ハローワーク特区や一体的実施の取組みなどが進められていることは理解するが、とりわけ若年者に対する就職支援は、都道府県で実施しているキャリア教育や職業訓練、中小企業支援との緊密な連携が重要であることに加え、労働力人口の減少が進む中で若者と魅力ある中小企業とのマッチングを早急に促進することが不可欠であることから、「わかものハローワーク」と「新卒応援ハローワーク」については、先行して都道府県に移管することが必要である。

根拠法令等

職業安定法

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	762	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	ハローワークの都道府県への移管				
提案団体	兵庫県、大阪府、鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

平成24年10月から3年間を目処として埼玉県、佐賀県でハローワーク特区の取組の検証が進められているところであるが、より踏み込んだ施策を展開するため、ハローワークに係る権限、人員、財源の全面的な都道府県への移管を進めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案による効果】

① 身近な場所での必要な支援の提供

- ・求職者の能力・適性に応じた就職相談をはじめ、職業訓練・職業紹介まで一貫したきめ細かいサービスが実現し、着実な就労に結びつけることが可能
- ・住居・生活・福祉等に係る必要な支援のワンストップでの提供、市町村と連携した求職者本位のトータルな支援が可能
- ・交通至便地や身近な施設にサテライトを設置したり、託児サービスや利用時間延長など様々なサービスを各地域の判断で展開可能
- ・インターネット等を活用した求人・求職情報へのアクセス環境の整備による利便性の向上

② 企業支援と雇用政策の一体化

- ・産業振興部門と一体となった企業の人材確保支援や新産業育成などの産業振興政策と連携した雇用政策の展開が可能

③ 学校教育との連携の強化

- ・学校との連携強化により、キャリア教育の拡充や若年就労の改善が可能

④ 行政改革の推進

- ・省庁の縦割りがなく、首長の判断で部局の枠を超えた弾力的な人員配置が可能
- ・求職者のニーズに対し、所管外であっても、的確な相談窓口に迅速・確実に引き継ぐことが可能
- ・住民や議会の監視の目が届きやすく、透明度が向上

【国が指摘する問題点への回答】

- ・地方移管しても、雇用保険の財政責任は国が担えばよく、運営主体が都道府県になることで、地方議会の監視の目も行き届き、より透明性の高い運営が可能になる。
- ・職業紹介の全国ネットワークは、都道府県が共同で設立する組織が引き継ぎ管理を行うなどにより維持することが可能になる。
- ・全国一斉の雇用対策の視点については、国が統一性を保持すべき点は法令等で基準を定めればよく、地方移管により、地域の実情に応じた雇用対策が可能になる。

根拠法令等

厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	944	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	職業安定業務の都道府県への移管				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。

- ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。
- ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。
- ③学校教育との連携を強化できる。

【現行制度の支障事例】

一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。

【懸念の解消】

- ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、働く意思の確認が可能であるため、両者の分離による濫給は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険集団は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。
- ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理)
- ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一的・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点大きい。
- ④「ILO条約」については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能

根拠法令等

職業安定法第5条第3号ほか

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	464	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

国以外が実施している職業紹介等事業の事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

職業紹介等事業に関しては、官・民及び有料・無料を問わず、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、一体的な権限として行使されるべきであるため、地域の実情を熟知した都道府県により、現場実態を踏まえた雇用対策として適切に実行されるべきである。

根拠法令等

職業安定法第30条、第48条の2
労働者派遣法第5条、第48条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	945	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の地方(ふるさとハローワーク等)への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

【仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも】
都道府県が設置するふるさとハローワークにおいて雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取県ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができず、該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに出向かねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。

現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。

権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に出向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本来機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。

今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要であり、移譲を強く希望する。

根拠法令等

雇用保険法第7条、第15条
雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	149	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲				
提案団体	鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも、自治体が設置するふるさとハローワーク等において雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取県ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができず、該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに出向かねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。

今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続きから職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要である。

【支障事例】

現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管（雇用保険法第7条、第15条）となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。

【効果】

権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に出向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本来機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。

根拠法令等

雇用保険法第7条、第15条
雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	466	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇用したときや労働者が離職したときの届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとしたうえで、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲すべきである。

根拠法令等

雇用保険法第7条、第15条
雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	490	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	雇用対策に取り組む事業主に対する助成の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

雇用対策に取り組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、雇用対策の一環として、雇用関係事業(求人開拓等)に関しては、各種雇用関係の給付金が支給されているが、職業紹介業務を国から都道府県に権限移譲するよう求めていることから、これらは一体であると考え、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策を取ることができる都道府県に権限を移譲すべきである。

現行において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な助成が可能となる。

根拠法令等

雇用保険法第62条
雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の4、第103条、第109条、第111条、第115条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	493	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	両立支援に取り組む事業主への助成の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

両立支援に取り組む事業主から各種給付に係る支給申請受理及び支給決定事務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

両立支援に取り組む事業主への助成については、国による一律的な支援ではなく、地方の実情に応じた支援が求められている。育児介護休業法第30条を改正して「事業主等に対する援助」の主体を国から都道府県に変更することにより、事業主に対して様々な支援策を示すことができると考える。本県では、県が認証した事業者が融資における優遇措置や入札における加点評価を受けることができるが、両立支援の助成金事務を県に移管されれば、事業主にこれらとセットで周知することができ、二重行政を防ぐこととなる。なお、支給要件の1つに、一般事業主行動計画の届出があるが、届出先は都道府県労働局となっていることから、支給に当たっての要件の確認のため、都道府県労働局への照会事務が発生し、そのための時間を要することが想定される。

根拠法令等

育児・介護休業法第30条
雇用保険法第62条第1項第5号
雇用保険法施行規則第116条第1号附則第17条の3

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	483	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。

従来から、労働組合を介さない個別的紛争については、都道府県(労政所管課が中心)において、地域の実情に応じて、労働相談業務やあっせん事業を行っていたが、平成13年に法律を制定したうえで国が直轄事業の一つとした。

その一方で、都道府県においても利用者の利便性を考慮し、窓口が拡充されることが望ましいとの考えから、引き続き業務を行っている。そのため、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。

また、都道府県は日常業務として労働情勢の把握を行っていることから、労働組合、社会福祉団体、教育機関や警察等の各種機関との接点を有しており、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、県行政として問題を取り上げ各種施策に生かすことも可能となる。

さらに、労働組合と使用者との間の紛争(集団的労使紛争)のあっせんは、都道府県の労働委員会が担っていることから、これとの一体的な取組により、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能となる都道府県に権限を移譲するべきである。

根拠法令等

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第3条、第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	547	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品衛生検査施設に関して、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」の緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

食品衛生検査施設の設備については、検査室等の設置が「従うべき基準」として一律に規定されており、地域における必要性の有無に関らず求められている。こうした部分を規制緩和することで、検査施設ごとの特性を生かした設置の拡充が期待される。

なお、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、ガイドラインとする等の規制緩和を求めるものである。

根拠法令等

食品衛生法第29条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	773	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	974	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省庁	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	978	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	450	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	養成施設の指定の移譲(栄養士)				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

管理栄養士養成施設(栄養学科系の4年制大学)は、同時に栄養士養成施設も兼ねている。今後も管理栄養士養成施設に関しては、大学に対する設置認可権は国(文部科学省)と同様に、国(厚生労働省)に指定権限が残る。栄養士養成施設の指定権限が県に移譲されると、国と県が一つの養成施設に対して、同時に指定権限を持つ状態になる。
そういった事情から、現在管理栄養士養成施設をもつ栄養士養成施設については、事務権限の移譲が可能かどうか、国が調整を行っている段階である。

根拠法令等

栄養士法第2条第1項、栄養士法施行令等、栄養士法施行規則等、栄養士養成施設指導要領等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	775	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、公表、助言
事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	975	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条,第10条,第24条第1項から第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	979	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	776	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】

本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】

都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。

根拠法令等

資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	368	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省				

求める措置の具体的内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	116	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	補助金返還要件の緩和(各省庁の財産処分基準の見直し)				
提案団体	三豊市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現在、施設の売却等の財産処分にあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び所管行政庁の財産処分承認基準により、補助金の返還が余儀なくされている。多くの遊休化・老朽化した施設の有効活用を検討していく中で、それが弊害となり、民間への売却等に際し、契約交渉の過程において不利になるため、財産処分承認基準を見直し、有償譲渡や有償貸付の場合であっても、補助金返還を求めず、事務処理の簡素化を図ってほしい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

全国の多くの自治体は、平成の合併後、約10年が過ぎようとしており、合併に伴う施設管理の増数増大化や更新費用の問題が喫緊の課題となっている。しかしながら、各所管省庁の「補助金等に係る財産処分基準」により補助金返還が余儀なくされており、施設運用計画にも大きく影響をきたしている。

【支障事例及び解消策】

事例として、今年度、市では厚生労働省所管の施設である「三豊市豊中町南福祉ふれあいセンター」の有償譲渡を行う予定だが、鉄骨建造物であれば処分制限期間が47年ということになっており、老朽化建造物であっても残存算定され、期間相応分の補助金が返還請求されることとなる。企業や自治会などへの売却活用にあたっては、価格交渉において補助金返還額も考慮しなければならず、市町村が公共施設再配置計画に基づき、施設の統廃合等の検討を進めるにあたり、財産処分基準中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分が弊害となり、契約交渉において不利になっている。

【制度改正の必要性】

三豊市では、議会特別委員会での協議やパブリックコメントを経て、平成25年6月に公共施設再配置計画を策定し、将来維持できる施設量の試算や目標数値、公共施設のあり方や方向性について定めた。厚生労働省の基準中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分は、全ての場合にあてはめるのではなく、市町村がその計画をもとに適正であると判断して行う財産処分については、地域の特色や自主性を発揮した地域づくりにつながり、地方分権の一步になると考えられるため、目的外にはあたらず、特例として国庫納付を求めない旨の改正を求める。

根拠法令等

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日会発第041700号)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	341	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	水道資産の有効活用のための有償譲渡に係る国庫補助金返還免除				
提案団体	奈良県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地方公共団体が補助対象財産を処分する場合、有償譲渡については国庫納付に関する条件を付さず承認することができず、国庫補助金の返還が免除されないところ、水道資産の有効活用のため、国庫補助金の返還免除を有償譲渡についても適用できるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

奈良県では平成23年12月に「県域水道ビジョン」を策定し、県営水道と市町村水道が共同して水道資産(施設、人材、財務、技術力)の最適化を図る「県域水道ファシリティマネジメント」に取り組んでいるところ。水需要の減少により、利用が見込めなくなった県営水道の保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村水道に有償譲渡して、県域水道全体で有効活用の検討を行っている。

【支障事例】

運営主体が異なるのみで、譲渡後も同じ水道目的に使われるにもかかわらず、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」から、県営水道の水源確保を目的とした国庫補助金の返還が必要となっている。このため、水利権を譲渡する県営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することになり、市町村は新たに国庫補助金の申請手続きが必要になる。

【改正の必要性】

県営水道が水源の不足する市町村に有償で水利権を分轄譲渡しても、国や県に返還額を支払うのみで、不当利得は一切ないことから、「国庫納付を求めない財産処分」に相当すると考える。県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還が不要であれば、県営水道から水利権の譲渡先である市町村に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要であり、市町村も国庫補助金申請の必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が実現することにより、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的構築に向けて、水道資産の最適化をスムーズに進めることが可能となる。

根拠法令等

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の1(1)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	900	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。

根拠法令等

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	901	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県の少子政策事業と密接な関係があり、県として市町村の整備動向を把握する必要があるため。

根拠法令等

児童福祉法35条第3項、第40条
次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	902	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業（女性特有のがん検診推進事業）について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。

根拠法令等

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	903	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。

根拠法令等

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	904	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等

地域生活支援事業実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	905	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	906	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。

根拠法令等

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	907	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等

障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	908	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が期待できる。

根拠法令等

介護保険事業費保険事業費補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	909	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

埼玉県では平成22年度から緊急雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という側面を併せ持っている。

新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。

特に埼玉県の場合は、ハローワーク浦和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。

根拠法令等

紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業実施要領

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	910	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

同種の事業を県も行っているため。県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等

両立支援等助成金支給要領